（第4号－1様式）

　 令和 　　年　　月　　日

**提案提出書**

神奈川県企業庁

寒川浄水場長 殿

　　（共同事業体の場合は共同事業体名）

〔代表事業者〕商号又は名称

所 在 地

代表者職氏名 印

　令和7年5月13日付けで公告のあった「寒委第３９号　寒川浄水場排水処理施設包括委託事業」の提案書を提出します。

備考1　単独事業者による応募の場合は、共同事業体名称の記載は不要とする。

　　2 添付書類を含むすべての提出書類には、県企業庁から通知された提案受付番号を右下に記入すること。

3 提案受付時のチェックのため、別添（提案必要書類一覧）を併せて提出すること。

（第4号－1様式 別添）

**提出必要書類一覧**

| 必要書類 | 部数 | 応募者  確認 | | 県企業庁  確認 | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 添付 | 部数 | 添付 | 部数 |
| 1. 提案提出書   （第4号－1）提案提出書  （第4号－1別添）提出必要書類一覧  （第4号－2）提案の業務要求水準確認書 | 1部 |  |  |  |  |
| 1. 入札書   （第5号－1）委任状（必要な場合）  （第5号－2）入札書（紙入札の場合のみ）  （第6号－1）全体年次計画表  （第6号－2）収益的支出算定根拠  （第6号－3）資本的支出算定根拠  （第6号－4）計画修繕費（監視制御を除く）算定根拠  （第6号－5）計画修繕費(監視制御)算定根拠  （第6号－6）エネルギー使用量計算書  （第6号－7）エネルギー使用料金積算根拠  （第6号－8）脱水ケーキ搬出計画書及び脱水ケーキ再生利用業務費計算 | 12部 |  |  |  |  |
| 1. 提案書   （第7号－1）提案書表紙  （第7号－2）参加企業一覧  （第7号－3）Ⅰ 事業計画に関する提案  （第7号－4）Ⅱ 排水処理業務に関する提案  （第7号－5）Ⅲ 脱水ケーキの再生利用に関する提案  （第7号－6）受入表明書  （第7号－7）Ⅳ 施設更新計画等に関する提案  （第7号－8）Ⅴ 環境配慮に関する提案  （第7号－9）Ⅵ 全体に関わる提案 | 12部 |  |  |  |  |
| 1. 有価証券報告書等   （第8号－1）事業遂行能力の確認項目の充足状況  ・企業単体の貸借対照表及び損益計算書（最近3期分）  ・企業単体の減価償却明細表　　　　　（最近3期分）  ・連結決算の貸借対照表及び損益計算書（最近1期分）  ・代替信用補完措置への対応（※必要な場合のみ） | 2部 |  |  |  |  |

（第4号－2様式）

　 令和 　　年　　月　　日

**提案の業務要求水準確認書**

応募者は、提案の内容が業務要求水準を満たしているかを県企業庁が確認するために本様式を作成し、提案資料と同時に提出する。なお、提案の内容が、業務要求水準の項目を一つでも満たしていない場合は、不適切な内容とみなし失格とする。この場合、提案資料の評定を実施しない。

応募者は、「確認できる様式」の欄に、業務要求水準を満たしているか確認できる様式名を記載する。原則、すべての欄に提案書類等における確認箇所（様式名及び様式番号、頁番号等）を明記すること。提案書類等で事前に記載・特定できない事項は「事業実施時に対応」などと記載すること。

### 本事業実施にあたっての留意事項

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 28 | 1 | 1-2 | (2) |  |  |  | 県企業庁は、事業者の施工する工事及び県企業庁の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、事業者は、県企業庁の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力すること。 |  |
| 28 | 1 | 1-2 | (3) |  |  |  | 事業者は、本事業実施の際に知り得た業務上の情報等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報保護の重要性を認識し、神奈川県個人情報保護条例を遵守し、この事業実施にあたり知ることのできた他人の個人情報を漏らしてはならない。  なお、このことについては、事業終了後も同様に対応する。事業者は、本業務実施にあたっては、「神奈川県情報セキュリティポリシー」を遵守し、必要な情報セキュリティ対策をとること。 |  |
| 28 | 1 | 1-2 | (4) |  |  |  | 事業者は、神奈川県の節電対策に基づき、使用電力の抑制に努めること。また、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号、その後の改正を含む。）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号、その後の改正を含む。）に基づき、省エネルギーに努めること。 |  |
| 28 | 1 | 1-2 | (5) |  |  |  | 事業者は、本事業を実施するにあたっては、必要とされる関連法令等を遵守し、最新のものを適用する。ただし、法令以外の基準、規定、仕様、マニュアル等の内容については、必要に応じ県企業庁と 事業者において協議を行う。 |  |

### 業務の全般の共通事項

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 30 | 2 | 2-1 | (2) | (ア) |  |  | 台風等により原水濁度が上昇した場合やろ過障害を起こす生物が発生した場合などにおいても予め総合排泥池の貯泥率を低く保つなどの対応により、万全の受入体制をとること。 |  |
| 30 | 2 | 2-1 | (2) | (ア) |  |  | 浄水発生土の受入に当たっては、浄水場と連絡を密にするとともに原水の水質を考慮した施設運営を行うこと。 |  |
| 31 | 2 | 2-1 | (2) | (イ) |  |  | 薬品、その他添加物を使用せずに、受け入れた浄水発生土を処理し固形分（脱水ケーキ）と水分（上澄水）に分離すること。 |  |
| 31 | 2 | 2-1 | (2) | (ウ) |  |  | 排水処理の各工程から発生する分離水等の排水は、総合排泥池に移送し、その上澄水を全量浄水場に返送すること。この際、総合排泥池内の浄水発生土がキャリーオーバーすることがないよう汚泥界面管理には十分注意すること。 |  |
| 31 | 2 | 2-1 | (2) | (ウ) |  |  | 返送する上澄水の濁度は10度以下とすること。特に返送水中に懸濁物質、塩素消費物質（有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素）、浄水発生土の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれると、浄水場において薬品注入が追随できず処理に重大な支障を与えるため、適切な施設の運転により上澄水質を管理すること。 |  |
| 31 | 2 | 2-1 | (2) | (ウ) |  |  | 返送水には、処理工程から発生する分離水等の排水以外の物質が混入しないようにすること。 |  |
| 31 | 2 | 2-1 | (2) | (エ) |  |  | 事業者は、排水処理施設による脱水処理により発生する脱水ケーキについて、業務要求水準書に掲げる事項に留意し、全量を再生利用しなければならない。 |  |
| 31 | 2 | 2-1 | (2) | (エ) | ① |  | 排水処理施設内に脱水ケーキが滞ることがないよう適正に搬出すること。 |  |
| 31 | 2 | 2-1 | (2) | (エ) | ② |  | 脱水ケーキを製品の原材料等の有用物として利用すること。ただし、排水処理施設内において行える作業は乾燥、破砕、造粒等の工程までとし、他の原料との混合、袋詰めなどの加工はできないものとする。 |  |
| 31 | 2 | 2-1 | (2) | (エ) | ③ |  | 本事業で発生した脱水ケーキが再生利用先に搬入されたことを県企業庁が確認できるようにすること。 |  |
| 31 | 2 | 2-1 | (2) | (エ) | ③ |  | 産業廃棄物として搬出する場合は、事業者が排出者としてマニフェストを交付するとともに、マニフェストの回収及び照合を行い、適切に処分が完了したことを確認することとする。 |  |
| 32 | 2 | 2-1 | (2) | (エ) | ③ |  | 有価物として搬出する場合においては、マニフェストに準じた記載事項を備える受入証明書等により確認することとする。なお、脱水ケーキ量の確認は、乾燥重量に換算した数値で行うものとする。 |  |
| 32 | 2 | 2-1 | (2) | (エ) | ④ |  | 脱水ケーキの保管及び運搬に当たっては、当該排水処理施設の内外を問わず飛散、脱落等がないよう、また保管場所以外に脱水ケーキが放置されることがないよう適正に管理すること。 |  |
| 32 | 2 | 2-1 | (3) | (ア) |  |  | 業務日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに年末年始（12月29日から翌年の1月3日）を除く毎日とするが、事業者が業務上必要と認めた場合は、県企業庁と協議の上で変更することができるものとする。なお、県企業庁の指示により上記業務日を変更する場合もあるが、この場合、事業者は速やかに作業従事者の調整やその他の条件を整え、これに応ずるものとする。 |  |
| 32 | 2 | 2-1 | (3) | (イ) |  |  | 業務時間は、業務日における8時30分から17時15分までを原則とする（休憩時間60分間を含む）が、事業者が業務上必要と認めた場合は、県企業庁と協議の上で変更することができるものとする。 |  |
| 32 | 2 | 2-1 | (4) | (ア) |  |  | 故障等により、排水処理施設の全部又は一部の機能が停止した場合においても、早急に復旧できるようにすること。 |  |
| 32 | 2 | 2-1 | (4) | (イ) |  |  | 災害や事故が発生した場合においては、応急措置を講じ被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるようにすること。 |  |
| 32 | 2 | 2-1 | (4) | (ウ) |  |  | 何らかの原因で排水処理施設が通常の機能を損ない、浄水発生土の受入、上澄水の返送等浄水場の運転に支障を来すおそれのある場合には速やかに浄水場へ連絡すること。 |  |
| 32 | 2 | 2-1 | (4) | (エ) |  |  | 何らかの原因で浄水場が通常の機能を損ない、排水処理施設への送泥、上澄水の受入等が予定どおり行えなくなり、県企業庁が排水処理施設運転の停止を求めた場合、事業者は浄水場の復旧を最優先に考えこれに応じること。 |  |
| 33 | 2 | 2-1 | (5) | (ア) |  |  | 施設の維持管理に当たっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づくこととし、周囲の生活環境を損ねることのないようにすること。 |  |
| 33 | 2 | 2-1 | (5) | (イ) |  |  | 建設工事関係車両、脱水ケーキ搬出車両等の通行に当たっては、適切な交通安全対策を講じること。 |  |
| 33 | 2 | 2-1 | (5) | (ウ) |  |  | 本事業の実施に当たっては、地球環境に配慮した事業の計画・実施に努めること。 |  |
| 33 | 2 | 2-1 | (6) |  |  |  | 事業者は、各種届出等に係る資料作成及び申請手続き等を事業者の責任及び費用において遅延なく行うこと。 |  |
| 33 | 2 | 2-1 | (7) |  |  |  | 業務期間終了日までに脱水処理したケーキを全量再生利用先に搬入し、業務期間終了日翌日以降の運転が円滑に行えるような状態で後継者に対して適切に引継ぎを行うこと。 |  |

### 業務実施体制

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 33 | 2 | 2-2 | (1) |  |  |  | 事業者は、適切に業務を遂行するために、現場総括責任者を設置すること。   * 業務全体の責任者で常勤を基本とする。 * 総括の職務にあたり管理能力がある者とする。 * 事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある専任の者とする。 * 本施設の技術的知識及び業務内容を十分理解し、かつ業務を円滑に遂行するため一切の事項を処理する能力を備えている者とする。 * 浄水場における排水処理施設に係る運転管理業務の実績を有する者（現場総括副責任者が当該資格を有する場合は不要）とする。 |  |
| 33 | 2 | 2-2 | (2) |  |  |  | 現場総括責任者を補佐及び代行する能力を備えており、各業務の責任者として的確な判断ができる者とする。また、本施設の技術的知識及び業務内容を十分理解し、かつ浄水場における排水処理施設に係る運転管理業務の実績を有する者（現場総括責任者が当該資格を有する場合は不要）とする。なお、事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある専任の者とする。 |  |
| 34 | 2 | 2-2 | (3) |  |  |  | 廃棄物処理法及び労働安全衛生規則等に基づく維持管理業務に必要な資格等は次のとおりである。なお、その他の資格等が必要となる場合は、有資格者を配置する。   * 産業廃棄物処理責任者 * 産業廃棄物中間処理技術管理士 * 電気主任技術者（第三種） * 危険物取扱者（乙種第４類） * 酸素欠乏危険作業主任者 * 車両系建設機械運転技習修了者 * 乾燥設備作業主任者 * 玉掛け技能講習修了者 * クレーン運転士、床上操作式クレーン運転技能講習修了者、またはクレーン運転特別教育修了者 * 高所作業者特別教育修了者 * フォークリフト技能講習修了者 * 安全管理者(安全衛生推進者） |  |
| 34 | 2 | 2-2 | (4) |  |  |  | 事業者は、本事業の公共的使命を認識するとともに、作業に必要な契約の履行に従事する者を確保し、業務に支障をきたすことがないようにする。 |  |

### 業務の進め方

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 34 | 2 | 2-3 | (1) |  |  |  | 事業者は、本事業の実施にあたり、業務開始の30日前までに業務全体の計画として事業期間全体を通した業務全体計画書を策定し、県企業庁の承認を受ける。  事業期間全体を通した業務全体計画書には、次の内容を記載する。   * 業務方針 * 業務組織 * 業務計画の作成及び業務の実施 * 安全衛生管理 * 保安及び保全管理 * 防火計画 |  |
| 35 | 2 | 2-3 | (2) |  |  |  | 事業者は、事業期間全体を通した業務全体計画書を基に、各事業年度の業務全体計画書を対象業務ごとに作成すること。  事業者は、各事業年度の業務全体計画書の案を、当該事業年度の前年７月末までに県企業庁に提出するものとする。その後、当該事業年度が開始する30日前までに業務全体計画書の確定版を県企業庁に提出し、その承認を得ること。各事業年度の業務全体計画書は、「業務全体計画書（全期間）」の項目に準じて作成すること。 |  |
| 35 | 2 | 2-3 | (3) |  |  |  | 事業者は、業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成するものとする。業務日報には脱水ケーキの再生利用状況を記載するとともに、これを証明するに足りる書面を添付することとする。 |  |
| 35 | 2 | 2-3 | (3) |  |  |  | 事業者は、業務期間中は、毎月、業務にかかる月次業務報告書を作成し、翌月5営業日以内に県企業庁に提出するものとする。 |  |
| 35 | 2 | 2-3 | (3) |  |  |  | 事業者は、各業務年度終了後1ヶ月以内に、当該業務年度に係る年次業務報告書を県企業庁に対して提出する。 |  |
| 35 | 2 | 2-3 | (3) |  |  |  | 業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書の提出に際しては、書面のほかに、県企業庁からの指定に応じて、電子データでの提出も行うこととする。 |  |
| 35 | 2 | 2-3 | (3) |  |  |  | 設備の維持管理に係る点検、修繕、整備の結果について、県企業庁の水道施設台帳システムへデータ登録を行うため、各記録のほか登録用データの作成を行うこととする。 |  |
| 35 | 2 | 2-3 | (4) | (ア) |  |  | 事業者は、業務日報をその日ごとに県企業庁に提出するものとする。 |  |

### 運転管理・保全管理業務

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 36 | 2 | 2-4 | (1) |  |  |  | 設備等を適正に運転するため、常駐して以下の作業を実施する。   * 監視室における監視、操作、記録等の作業 * 現場（機側の操作盤等）における操作等の作業 * 管理日報の作成、計器類指示値の記録等の作業 * 監視室内の整理整頓、清掃等の作業 |  |
| 36 | 2 | 2-4 | (2) |  |  |  | 対象施設の正常な運転を確保するため、別紙2「保全管理業務における点検項目」の作業を実施する。 |  |
| 36 | 2 | 2-4 | (2) | (ア) |  |  | 建築物：   * 日常に於ける点検は建物の正常時の状態を把握した上で、目視による点検を実施すること。 * 点検時、異常がある箇所が発見された場合、その箇所のマーキングを行う等、劣化具合の把握に努めること。 * 自然災害が発生した直後には、ただちに損傷箇所の把握、正常時の状態との比較を厳重に行う強化点検を行うこと。 * 点検の結果、危険であると判断された場合、または業務に支障をきたすと判断した場合は、直ちに立ち入り禁止等の措置を講じると共に、浄水場へ連絡を行うこと。 |  |
| 36 | 2 | 2-4 | (2) | (イ) |  |  | コンクリート構造物：   * 維持管理に当たっては、建築物と同様の点検、措置を実施すること。 * 濃縮施設は建築後50年以上経過した設備である点を考慮し、本事業開始直後には、コンクリート躯体部のヒビ、漏れ等について、十分に点検を行い、初期状態の把握に努めること。 * 躯体の状況を把握するため、定期的に写真撮影を行い記録・保管すること。 |  |
| 36 | 2 | 2-4 | (2) | (ウ) |  |  | 水管橋：   * 日常業務における場内巡視点検時に鉄骨部の塗装状況等を確認すること。また、地震・台風・大雨等の自然現象が発生した直後には、コンクリート躯体部のヒビ、漏れ等について十分に点検を行うこと。 |  |
| 36,  37 | 2 | 2-4 | (2) | (エ) |  |  | 機械・電気設備：  （日常・定期点検）   * 事業者は、運転状態の設備について、別に策定する保安規程に基づき、以下の作業を実施すること。 * 目視、触感、異音、異臭、確認、調整、実測及び記録等の作業 * 各施設の巡回点検 * 各設備の保全点検作業 |  |
| 37 | 2 | 2-4 | (2) | (エ) |  |  | 機械・電気設備：  （臨時点検）   * 事業者は、日常・定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等で、設備の異常（警報故障等）に対して状況を確認し対応を行うとともに、原因を特定し、県企業庁へ報告すること。 |  |
| 37 | 2 | 2-4 | (3) |  |  |  | 自家用電気工作物の「みなし設置者」として、電気主任技術者（第３種以上）を、電気事業法第 43 条第１項に基づき選任、または電気事業法施行規則第52条第２項に基づき外部委託すること。 |  |
| 37 | 2 | 2-4 | (3) |  |  |  | 電気事業法第39条第１項（電気工作物の技術基準適合維持）の義務を果たすこと。 |  |
| 37 | 2 | 2-4 | (3) |  |  |  | 自家用電気工作物保安規程に基づき、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保すること。 |  |
| 37 | 2 | 2-4 | (3) |  |  |  | 事業者は、自家用電気工作物保守業務として、以下の作業を実施すること。   * 自家用電気工作物の技術基準適合維持 * 保安規程の策定・届出 * 電気主任技術者の選任 * 報告徴収の対応 * 立入検査の対応 * 事故報告 |  |

### 計測業務

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 37 | 2 | 2-5 |  |  |  |  | 事業者は、本施設の適正な維持管理のために、業務要求水準に掲げる計測項目について計測し、県企業庁が確認できるようにすること。 |  |

### 修繕業務（計画修繕・経常修繕）

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 38 | 2 | 2-6 | (1) |  |  |  | 事業者は、別紙3-1「計画修繕一覧（監視制御設備を除く）」及び別紙3-2「監視制御設備計画修繕一覧」に従い予防保全として計画的に修繕を行うものとする。   * 事業者は、計画修繕の前に作業要領書を作成し、県企業庁の承諾を得た上で作業を行うこと。 * 事業者は、計画修繕の後に報告書を作成し、県企業庁に提出すること。 |  |
| 38 | 2 | 2-6 | (2) |  |  |  | 経常修繕は、本事業の施設の全てを対象とする。ただし、年度ごとの上限額は300万円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。   * 原則として、経常修繕は、県企業庁に報告し、承諾を得た上で作業を行うこと。なお、事業者による対応が難しい内容であっても県企業庁へ報告すること。 * 事業者は、経常修繕の後に報告書を作成し、県企業庁に提出すること。 |  |

### ユーティリティー（ガス・軽油、電気、上下水道等）調達業務

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 38 | 2 | 2-7 |  |  |  |  | 事業者は、業務で必要となるユーティリティーの調達及び管理を行う。 |  |

### 脱水ケーキ再生利用業務

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 38 | 2 | 2-8 |  |  |  |  | 排水処理に伴い発生した脱水ケーキを全量再生利用する。 |  |

### 清掃業務

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 38 | 2 | 2-9 |  |  |  |  | 全ての外構施設について、外観、衛生状態を保ち、人に不快感を与えないよう、適切に清掃等を行うとともに、各施設の本来の機能を維持するため必要に応じて補修すること。 |  |

### 植栽管理業務

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 39 | 2 | 2-10 |  |  |  |  | 植栽が周辺道路の妨げにならぬよう、景観を損なわぬよう、計画的に剪定を行うこと。 |  |
| 39 | 2 | 2-10 |  |  |  |  | 日常点検時には植栽の生育状況も点検し、必要であれば散水を行い緑化率の確保に努めること。 |  |

### 保安業務

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 39 | 2 | 2-11 |  |  |  |  | 本事業の実施に当たっては、安全管理、事故防止に努めるため、必要な措置を講じること。 |  |
| 39 | 2 | 2-11 |  |  |  |  | 事業地内に第三者が自由に立入ることがないよう、出入口の施錠を確実に行うなど必要な対策をとること。 |  |
| 39 | 2 | 2-11 | (1) |  |  |  | 運転員勤務時:   * 出入り口の電動式の扉は、ケーキ搬出等、車両の出入りの無い限り、これを閉鎖すること。 * カメラ（ITV）による出入り口の監視を行うこと。 |  |
| 39 | 2 | 2-11 | (2) |  |  |  | 運転員不在時:   * 出入り口の施錠を徹底し、夜間は敷地内の外灯を点灯すること。また、警備会社のセキュリティーシステムを導入することとし、侵入者が有った場合、一次対応を実施すること。 * 夜間、休日等の運転員不在時は、機器の重故障（電動機過負荷）、汚水返送水濁度異常の警報を電話回線による自動通報装置により現場関係者携帯電話に通報する。通報を受けた現場総括責任者または運転員は現場を確認し、現場総括責任者は現場状況を寒川浄水場へ連絡を行うこと。 |  |

### コンクリート構造物詳細健全度診断業務

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 39 | 2 | 2-12 |  |  |  |  | 令和8年度に、総合排泥池と濃縮槽について、構造物の点検・調査を実施し、総合的な健全度の判定を行う。実施にあたっては、別紙4「コンクリート構造物詳細健全度診断業務特記仕様書」に従い実施するものする。 |  |

### 施設更新計画等に関する提案業務

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 40 | 2 | 2-13 |  |  |  |  | 事業者は、令和13年度から32年度までの20年間の排水処理施設に係る施設更新計画に関する提案を行うこと。 |  |
| 40 | 2 | 2-13 |  |  |  |  | 全体計画やこれまでの処理実績等を踏まえたうえで、乾燥設備の使用の適正化を図るなど、環境に配慮した方法を検討しつつ、適切な設備規模や施設整備の更新メニューを提案すること。 |  |
| 40 | 2 | 2-13 |  |  |  |  | 施設更新計画案に係る事業費も提案すること。事業費の積算にあたっては、県企業庁の積算基準及び単価表に従うこと。なお、非公表となる単価・歩掛を使用する必要が生じた場合については、仮値を設定し、仮値であることを摘要欄に明示のうえ積算したものを提出すること。また、県企業庁の積算基準に記載がないものについては、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。なお、提出物については、県企業庁が指定する形式（Microsoft Excel等）で納品すること。 |  |
| 40 | 2 | 2-13 |  |  |  |  | 令和８年度に次期神奈川県営水道事業経営計画期間中のうち、本委託業務期間後となる3年間（令和13年度から15年度）の計画を、令和10年度中に残りの期間（令和16年度から32年度）の計画を提案すること。 |  |
| 40 | 2 | 2-13 |  |  |  |  | 適宜、県企業庁（県企業庁が委託する専門的な知見を持つ第三者を含む）と方針の摺合せを行うものとする。 |  |

### 設備更新業務

| 頁 | 1 2 など | 1-1 2-1 など | (1)  (2) など | （ｱ）（ｲ） など | ①  ②  など | ａ ｂ など | 業務要求水準 | 確認  できる  様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 40 | 2 | 2-14 |  |  |  |  | 設備更新工事について、現場調整、設計、施工、工事監督、地元調整、現場管理、品質管理、工程管理、安全管理、出来高管理、完成検査を実施すること。 |  |
| 40 | 2 | 2-14 |  |  |  |  | 工事の施工業務は第三者に発注できることとするが、その際には県企業庁の基準に基づいて、工事監督及び検査を実施すること。 |  |
| 40 | 2 | 2-14 |  |  |  |  | 業務の実施にあたっては、業務要求水準の例示を含め関係基準等に基づくこと。 |  |